

○大江町空き家利用促進奨励金交付要綱

平成24年12月27日

(目的及び交付)

第1条 町長は、大江町空き家情報提供制度への登録促進と登録物件の充実を図り、定住促進及び空き家の有効活用と地域活性化に資するため、町内の空き家を利用する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において大江町空き家利用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 大江町空き家情報提供制度に登録している空き家をいう。
- (2) 所有者 自らが所有する空き家を大江町空き家情報提供制度に登録している者をいう。
- (3) 利用者 大江町空き家情報提供制度を介して、空き家に移り住む者をいう。

(奨励金交付要件)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に定住する者で次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 利用者であること。
- (2) 所有者との間で空き家についての売買契約又は賃貸借契約を締結していること。
- (3) 当該空き家に住所を異動していること。
- (4) 交付対象者が所有者の3親等以内の親族でないこと。
- (5) 当該空き家の利用見込が一年以上であること。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、一世帯につき10万円とする。ただし、奨励金の交付は一世帯1回限りとする。

(奨励金交付の申請)

第5条 当奨励金の交付を受けようとするものは、所有者と空き家についての売買契約又は賃貸借契約締結後、住所を異動した日以降に交付申請書（様式第1号）を提出すること。

2 規則第5条の規定による補助金等交付の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 住民票謄本
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(奨励金交付の決定)

第6条 町長は、交付申請があったときは、その内容等を審査し、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、奨励金交付後、第3条の交付要件を満たさないと認めたときは、交付対象者は交付金を一部又は全額を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月27日から施行する。